

<参考資料>指定の解除の対象となる中部経済産業局所管の指定旧供給地点一覧

通し 番号	事業者名	指定旧供給地点名 (団地名)	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア \leq 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5 \times 1/2 \leq 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア)に該当するか				③解除基準 (直近3年間の小売料金の平均 単価が連続して下落しているこ と)及び(自由料金メニューによ る契約件数 \geq 指定旧供給地点 小売供給約款による契約件 数)に該当するか	備考		
					旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果							
1	東邦液化ガス株式会社	宝塚団地	三重県	松阪市	×	72.3%	○	0.0	5.0	0.0000	\leq	6.9118	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
2	東邦液化ガス株式会社	一本松団地	三重県	津市	×	67.3%	○	0.0	3.0	0.0000	\leq	4.4571	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。